狭あい道路拡幅整備事業の手続きフロー

― 申請者 ―

①事前相談の申出

【準備資料】

・付近見取図　・字限図　・全部事項証明書（土地）
・敷地現況図　・現地写真　　など

【事前確認項目】

・道路は建築基準法第 42 条第 2 項に基づくものか。
・道路境界が確定しているか。
・道路後退を予定している用地の寄附は可能か。
・道路後退を予定している用地に所有権以外の権利が設定されていないか。
・道路後退を予定している用地に工作物等は存在していないか。

②狭隘道路整備計画協議書の提出

【提出書類】

・狭隘道路整備計画協議書　・土地利用図（配置図）
・道路断面図　・官民有地境界協定証明書　　など

③後退用地の測量・分筆の見積依頼

④助成金の交付申請書の提出

【提出書類】

・費用助成金交付申請書　・事業見積書
・狭あい道路拡幅整備概要書　・町税納税証明書
・暴力団排除に関する誓約書　　など

⑤測量士事務所等との測量・分筆登記契約の締結

⑥測量・分筆登記の実施、官民境界の確定

⑦補助金の完了報告書の提出

【提出書類】

・補助事業完了届　・字限図　・全部事項証明書
・地積測量図　・現況写真　・領収書の写し
・測量・登記等に係る契約書の写し　・助成金請求書
・土地寄附採納願　・登記原因証明情報兼登記承諾書
・官民有地境界協定の写し
（協議時に境界が未確定だった場合のみ）　など

― 太子町 ―

①事前相談の実施

【確認項目】

・【事前確認項目】の条件を満たしているか。または、対処可能かどうか。
・道路中心から 2m以上の拡幅が見込めるか。
・公道間を連絡する区間にある土地か。
・拡幅整備による高い事業効果が見込める土地か。
(a)整備計画で定める整備重点地区内の道路、区間
(b)交通頻度が高く地区内で重要な道路、区間
(c)災害時の避難経路に活用し緊急車両の進入が容易になる道路、区間
・後退用地の整備と維持に支障がない土地か。
・隅切りが必要な土地か。（寄附は可能か。）
・申出者は建売を業とする者でないか。

②協議書及び添付資料の精査

助成必要　　助成不要

③計画承認通知書の送付

協議終了

寄付受入可能

④申請内容の審査

適　正

⑤交付決定通知書の交付

土地寄附採納願の提出

【添付書類】

・字限図　・地積測量図
・全部事項証明書
・登記原因証明情報兼登記承諾書

⑥補助金の支払い

⑦太子町名義への所有権移転登記

⑧後退用地の整備開始

対象路線

原則として町道認定されている 2 項道路とするが、道路判定により 42 条 2 項道路と判定された里道等も協議対象とする。基準法 43 条但し書許可による後退用地は対象から除く。

公道間を連絡する一般交通の用に供した道を幅員 4m以上の通り抜け道路に整備することが目的であるため、袋路状道路等、接続先のない路線は協議対象から除く。

計画審査

整備を必要とする路線の優先順位については、整備計画において整備重点地区に定めている地区の中で、修景や起業に関する補助制度と連携し、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の上位計画に拠点性を高めると位置づけのある斑鳩歴史的景観形成地区を最優先とし、次に道路後退について地域住民の合意形成が図られているまちづくり協議会設立地区、次に狭あい道路が占める割合が高い地区とする。

重点地区外においては、当面整備をしないことを基本とし、地区内の交通事情を勘案し、拡幅により日常の車両通行や、災害時の緊急車両の進入がどの程度改善できるかで判断するものとする。

2 項の後退部だけでなく、必要に応じ隅切り部も寄付を依頼する。（買取には応じない）

実施件数

協議申出の件数が少ない場合は、まちづくり協議会の勉強会などを中心に制度周知を重ねる。

予算の範囲において先着順で事業を実施することとするが、事業効果が高い計画の申出提出が連続し予算枠を超過した場合は次年度対応を基本とし、需要が高く推移する場合は、補正予算や補助金変更交付により事業実施が可能となった後に追加で協議に応じるものとする。

補助金交付申請

協議により整備が必要な路線として計画承認を通知した後退用地について、協議申出者は（公社）兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に加入の会員から測量・分筆登記に必要な経費の見積を徴し、見積書を添付し補助金交付申請を行うものとする。なお、申請者は補助金交付決定通知を受けるまで業務委託契約を締結してはならない。

後退用地の引継ぎ

交付申請者は、分筆登記が完了した際には、完了報告書、補助金請求書、寄付申出書及び登記承諾書等を提出する。太子町は所有権移転登記を行い、整備を行う。